

泉州安溪下草埔冶鉄遺址出土の 墨書陶磁器について

石 黒 ひさ子^{*}

はじめに

中国産の陶磁器に墨書が存在することは日本でも知られている。中国との関係が深い博多遺跡群では数多くの墨書陶磁器が報告されている（博多研究会（1996）・大庭康時（2003））が、平泉遺跡群においても数点の墨書のある中国産陶磁器が確認されている（羽柴直人（2000））。このような墨書陶磁器は中国において宋元時期（10～14世紀）を中心に多く見られる（石黒ひさ子（2023））。例えば、都市遺跡では福建省福州市内の遺跡（張勇（1998）・梁如龍（2016））や浙江省揚州西門遺跡（中国社会科学院考古研究所等（2010））のほか、内蒙古自治区で発見された集寧路遺跡（陳永志（2004））や燕家梁遺跡（内蒙古自治区文物考古研究所等（2010））という元代の交通拠点遺跡でも報告がある。寺廟遺跡でも墨書陶磁器はよく発見され、福建省の福清少林寺遺跡（福建博物院考古研究所（2005））や河南省洛陽城の宋代普明禪院遺跡（中国社会科学院考古研究所（2014））等に報告がある。また南海Ⅰ号（国家文物局水下文化遺産保護中心（2018））や華光礁一号（孟原召（2018））といった沈没船遺跡からの発見も報告されている。このように様々な性格の遺跡から一様に墨書陶磁器が出土することは、宋元時期の中国社会には「所有する陶磁器に墨書する」という習慣が存在していたためと考えられる。宋元時期の中国人が海外へ活躍の範囲を広げるとともに、墨書陶磁器は海外にまで広まったといえよう。

宋元時期の中国における商品生産遺跡としては陶磁器生産遺跡である窯址が多く発掘されているが、これまで窯址から多くの墨書陶磁器が出土したという事例はない。窯址以外に宋元時期の生産に関わる遺構が発掘されることはこれまでほとんどなかった。だが宋元時期の製鉄遺跡である福建省泉州市の泉州安溪下草埔冶鉄遺址が発掘調査された結果、26点という多くはない数であるが、墨書陶磁器が報告された。製鉄遺跡は陶磁器という商品から見れば消費遺跡であるが、都市遺跡や寺廟とは異なり、製鉄という生産に従事する場である。「所有する陶磁器に墨書する」のであれば、生産遺跡での陶磁器「所有者」の問題は、生産の構造にも繋がる問題となる。

墨書陶磁器は当時の人々によって残された文字であるが、一点あたりの文字数は数文字であり、それを史料として用いるには出土遺跡単位での整理が必須である。本稿ではこの宋元時期の製鉄遺跡から出土した墨書陶磁器を整理し、その史料としての可能性を探りたい。

^{*} 岩手大学平泉文化研究センター客員准教授
明治大学政治経済学部兼任講師

1 泉州の世界遺産申請と泉州安溪下草埔冶鉄遺址

福建省泉州市の安溪青陽下草埔冶鉄遺址は、福建省泉州市安溪県尚卿郷青洋村の山中にある下草埔という地名の場所で発見された遺跡で、沿海部にある泉州市を流れる晋江を遡った晋江上流に位置する製鉄遺跡である（図1・図2）。

安溪県は、明代嘉靖年間に編纂された『安溪県志』によると宋代に始まる「青洋鉄場」があったという¹。これは『元豊九域志²』、『宋史³』にも記載のある「青陽鉄場」にあたる。この地域では鉄滓等製鉄遺物の存在から1960年代には製鉄遺跡のあることは認識されていて、1985年には「青洋冶鉄遺址」として安溪県の重点文物保護単位となっている。安溪県では近年、主に対外貿易用に生産された陶磁器の生産地である安溪窯の調査は行われていた（厦門大学歴史系等（2018）・厦門大学歴史系等（2020））が、製鉄遺跡の正式な調査が始まったのは2019年である。そしてこの考古学発掘調査の報告書は2021年刊行と短期間のうちに出版された（北京大学考古文博学院等（2021））。この調査から刊行までの時間が極めて短期間であることは、泉州の世界遺産認定に関わっている。その状況を以下に確認しておきたい（王聖華・譚劍従（2019）⁴）。

泉州が中国における世界遺産暫定リストに登場したのは2006年であり、2016年には、泉州を代表都市とする世界遺産「海のシルクロード」を2018年に世界遺産へ申請することが明示された。だが、2017年にユネスコの「海のシルクロード」プロジェクトとしてロンドンで開催された「海のシルクロード」専門会議で「海のシルクロード」の概念・時空的文化の定義についての疑問が提出されるとその前途には暗雲が立ちこめた。複数地域合同申請となる世界遺産「海のシルクロード」の申請は見送られ、2018年は「古泉州（刺桐）史跡」として泉州が単独申請することになったのである。この突然の方向転換の結果、イコモスの勧告では「不登録」、バーレーンのマナーマで実施された第42回世界遺産委員会での大会決議では「情報照会」と泉州は2018年の世界遺産申請には失敗した。

2018年申請の「古泉州（刺桐）史跡」の構成遺跡は万壽塔・六勝塔・江口埠頭・石湖埠頭・真武廟・磁窰窯系金交椅山窯址・草庵マニ教造像・洛陽橋・清浄寺・イスラム教聖墓・老君岩造像・開元寺・天后宮・徳濟門遺址・府文廟・九日山祈風石刻の16カ所である。この後、泉州は2020年の再申請へ向け、構成遺産を6カ所増加し、名称も「泉州：宋・元時代の中国における世界のエンポリウム」と変更する。この時増加された遺産が順濟橋遺址・安平橋・安溪青陽下草埔冶鉄遺址・泉州市舶司遺址・泉州南外宗正司遺址・徳化窯址で、ここに安溪青陽下草埔冶鉄遺址が入ったことで、その発掘調査が開始されたのである。同様に泉州市舶司遺址、泉州南外宗正司遺址でも発掘調査が開始され、いずれも短期間で報告書が刊行されることになった（中国社会科学院考古研究所等（2020）・中国社会科学院考古研究所等（2021）・中国社会科学院考古研究所等（2022））。

「泉州：宋・元時代の中国における世界のエンポリウム」は2020年に世界遺産委員会へ申請される予定であったが、コロナ禍により2020年委員会は延期となる。そして2021年に中国の福州で開催された第44回世界遺産委員会で泉州は世界遺産登録に成功した。2019年以降に追加された6カ所の遺跡も世界遺産となり、安溪青陽下草埔冶鉄遺址も世界遺産構成遺産となったのである。この申請

1 明嘉靖壬子（三一年）序版本『安溪県志』巻一「青洋鉄場在龍興里、宋熙寧開、今廢。」
2 『元豊九域志』巻九福建路「青陽一鉄場。」
3 『宋史』巻八九地理志第四二福建路「安溪，下。有青陽鉄場。」
4 王聖華・譚劍従（2019）の他、インターネット上にも幾つかの情報が公開されている。「海上絲綢之路申遺工作會議召開」（海上絲綢之路網 2016年9月6日公開）
http://m.hssczi.net/201609/06/content_5392355。

htm、「中国推荐「貴州梵浄山」、「古泉州（刺桐）史跡」申報世界遺産」（教育部 2017年1月27日公開）
http://www.moe.gov.cn/jyb_xwfb/gzdt_gzdt/s5987/201701/t20170127_295725.html、「泉州的二十年坎坷申遺路」（騰訊網・搜狗城市 2021年6月21日公開）
<https://new.qq.com/omn/20210625/20210625A09XGW00.html>。

成功には、遺産のコンセプトを「海のシルクロード」ではなく、「エンポリウム」即ち交易センターとしての機能をもつ都市としたことと、安溪青陽下草埔冶鉄遺址・泉州市舶司遺址・泉州南外宗正司遺址の三カ所に及ぶ考古学調査で具体的な事例を示したことが大きな力になったと考えられる。

既に見てきたように、安溪青陽下草埔冶鉄遺址は1960年代には「青洋冶鉄遺址」として認識されている。現在の地名からは青洋となるが、青洋と青陽は音通するものであるから、歴史的には青陽鉄場に比定されるものである。2018年に泉州が世界遺産登録に失敗した後、2020年に申請の世界遺産「泉州：宋・元時代の中国における世界のエンポリウム」の構成遺産「安溪下草埔冶鉄遺址」として、2019年10月～2022年1月に第一段階発掘調査、2020年3月～2020年7月に第二段階発掘調査が実施され、2021年6月には『安溪下草埔遺址2019～2020年度考古発掘報告』（北京大学考古文博学院等（2021））が刊行された。世界遺産「泉州・宋・元時代の中国における世界のエンポリウム」の構成遺産である安溪青陽下草埔冶鉄遺址は、遺跡名称としては「安溪青洋下草埔遺址」であるが、本稿では以下「下草埔遺址」とし、本稿における下草埔遺址の記載は特に注記の無い限りこの報告書によるものとする。

明代後期の製鉄について佐久間重雄はその生産過程には採鉱・選鉱・冶鉄・燃料採集の四段階があることを指摘している（佐久間重雄（1971））。下草埔遺址には採鉱が行われた鉱洞遺跡、選鉱が行われたと考えられる建築遺跡、炉やそれに関連する設備のある冶鉄遺跡、木炭を焼成した燃料採集のための遺跡が存在し、生産過程全てが揃った遺跡となっている。青陽鉄場は『元豊九域志』に記載があり、北宋元豊年間（1078～1085）から存在したと考えられるが、考古学調査された遺跡は南宋から元時期（12～14世紀）のものである。この遺跡は晋江によって沿海部の泉州港と繋がり、泉州から輸出された鉄の生産拠点であったことで、「エンポリウム」としての世界遺産泉州の構成遺産となったといえるだろう。

この考古学調査では、短期間の調査で具体的な遺跡の実像を示すために出土文字資料が重視されたと考えられる。そのため、報告書には文字のある墨書陶磁器の専項が設けられ、調査で出土した墨書陶磁器の全てが報告されている。一般的には、宋元時期以降の遺跡では出土遺物が多く、出土した墨書陶磁器の全てが報告されることはない。これは日本の博多遺跡群等でも同様である。しかし下草埔遺址と泉州南外宗正司遺址については、発掘調査のきっかけが世界遺産の構成遺産へ追加であり、発掘期間が短期間で発掘範囲が限られていたこと、また世界遺産申請のために具体的な資料が追完されていたためか、墨書陶磁器が集中的に報告されている。だが墨書陶磁器には1点に数文字の情報しか書かれていないため、具体的な地名を示すものはなく、また年号等の出土も無かったため、一覧は作成されたものの、その文字内容については深い分析は行われてはいない。そこで本稿ではこの下草埔遺址から出土した墨書陶磁器の内容を精査してみることにする⁵。

2 下草埔遺址出土墨書陶磁器

下草埔遺址の報告書では、製鉄関連の遺物の他に出土陶磁器の元素組成データも掲載され、陶磁器の年代観が遺跡の年代確定にも用いられている。陶磁器片の出土総数は86703点と報告されている。これに対し、墨書陶磁器の報告総数は26点と極めて少ない。但し、陶磁器片は破片の総数であり、個数ではなく、一方墨書は26点中25点が底部外面にあり、一個体あたり一点とはなる。また墨書陶

5 同じく泉州の世界遺産申請のため、短期間で報告された 墨書陶磁器については別稿にまとめている。石黒ひさ子（2022）。
泉州南外宗正司遺址出土墨書陶磁器については別稿にま

磁器の項目に掲載された以外にも墨書が存在しているものがある⁶。いずれにしても墨書陶磁器は陶磁器全体のごく一部にのみ存在することには変わりはない。下草埔遺址の中心となる年代は南宋中晩期から元代で、墨書陶磁器もこの年代に含まれる冶鉄作業地区の層位から出土している。

下草埔遺址で報告された26点の墨書陶磁器を一覧したものが表1で、全てが安溪窯生産の陶磁器である。安溪窯の製品は、対外貿易用に生産された陶磁器とも考えられてきたが、下草埔遺址の発掘調査によって生産地の周辺でも広く用いられたことが判明した。下草埔遺址から出土した陶磁器にはこのほかに徳化窯、磁窰窯、荘辺窯、義窯、永福窯、景德鎮窯、龍泉窯、建窯の陶磁器も発見されている。このうち、荘辺窯、義窯、永福窯、景德鎮窯、龍泉窯、建窯の製品はいずれも数点のみの出土で、特に永福窯の青白磁、景德鎮窯の白磁、龍泉窯の青磁、建窯の蓋は比較的高級な製品と見られている。磁窰窯は泉州の沿海地区にある窯であり、下草埔遺址で作られた鉄器が晋江を下って泉州に出荷され、その交易の中で鉄器生産の場である下草埔遺址へ磁窰窯下草埔遺址の地元である安溪にもたらされたものと考えられる。安溪窯は泉州沿海部にある磁窰窯、徳化窯の影響下で生産された比較的安価で単純な製品が多く、墨書のあるものも同様に低廉な価格の製品と考えられ、使用者には製鉄場で働く労働者が想定される。

下草埔遺址出土の墨書陶磁器26点の墨書内容のうち、まず検討したいのは「置」字と解釈されたものである。宋元時期の墨書陶磁器の文字の積字にはしばしば「置」という文字が見られるのだが、筆者はこの「置」字と解釈される文字は「花押」と判断すべきと考えている（石黒ひさ子（2017））。

宋元時期の花押には、「置」字や、「置」字の一部である「直」字の草書体によく似たものがある。これは「置」字に「購入」や「入手」の意味があるため、その意味から派生して花押となったとも言えるが、つまりは花押として用いられたものである。墨書陶磁器の墨書は、墨書することによって器の所有を明確にするという目的があるため、個人の姓や花押が書かれることが多く、姓と花押という組み合わせもよく見られる。墨書陶磁器の墨書で「姓」の下にある花押を「置（直）」と理解すると、「某姓が入手した」となる（黄建秋（2007））。この解釈が現在、中国においては広く用いられていて、疑問も示されている⁷ものの、「直」字の草書体に類似した花押は、「購入」や「入手」の意味に解釈できる「置（直）」と解釈される傾向にある。

しかし、山東省の膠州板橋鎮遺跡出土の墨書陶磁器「口定五年一月廿七置」（図3）では「置」字は、ほぼ楷書で書かれている（青島市文物保護考古研究所（2014））。この「置」字は、「購入」や「入手」の意味で用いられたもので、このように「置」の意味を明確にした墨書は楷書で書かれるのである。一方で石刻資料に残された書に書かれた花押（図4）のように、「置」の意味を全く持たない花押にも「直」の草書体にも見えるような文字がある（陳慧・李静（2015））。ここから、墨書陶磁器で「置」と理解されている草書体風の文字は、文字ではなく、花押として個人の識別に用いられたものと判断すべきと言える。宋元時期の花押には「直」字の草書体に似たもの以外にも様々なパターンがあり、沈没船南海Ⅰ号の墨書陶磁器では数十例の花押を見いだすことができる（石黒ひさ子（2021））。

下草埔遺址出土の墨書陶磁器の積字においても、この「置」字への積字の問題が見られる。26点の墨書陶磁器のうち、T0609TD11②:1（図5・表1No.1）とT1214TD5③:1（図6・表1No.25）の2点に「置」の字が積字として示されているが、これはいずれも花押と見なすべきものである。また「朱佰五」と積字されている墨書の「佰」字にも疑問がある。「佰」字とされる部分に類似した

6 例えば遺物番号2019XCPIT1017TD12④:3には「外底に墨書のようなものがある」と指摘されている（北京大学考古文博学院等（2021））。

7 例えば、「置（直）」字が単独で用いられている場合には意味がとれないという意見がある。梁如龍（2016）。

花押は南海Ⅰ号出土の花押⁸（図7・図8）に見えるため、この「佰」字も花押とすべきである。このT1112TD2⑤:8（図9・表1No.20）の「佰」字に釈字された部分、及びT0609TD11②:1とT1214TD5③:1で「置（直）」と釈字されている部分は、表1ではいずれも「花押」とし、「*」で示すこととした。なお、表1の花押以外の釈字は報告書の内容に従っている。

墨書内容で最も多いのは「姓」と解釈できる文字で、26点の墨書陶磁器のうち「姓」に相当する文字のあるものが「朱」8点、「呉」6点、「荘」3点、「郭」1点、「胡」1点の19点がある。表1No.12の「朱氏四五記」は報告書に図版は掲載されていないが、釈字された「朱氏」からは「朱」が姓であることが確認できる。姓の他に多いのが「数字」である。数字のうち表1No.6に見える「十」は墨書陶磁器にしばしば見られるもので、これは数字として書かれたものではなく×印のような符号、或いは単純化された花押である可能性がある。その他には「四」と「五」・「伍」がある。「四」は表1No.12の「朱氏四五記」、表1No.14の「荘四伍」（図10）2点で、いずれも「五」・「伍」と組み合わせた形になっている。報告書では数字を名前とすることを「元代の地位の低い漢人の名付けの習慣」と見ているが、26点の墨書陶磁器のうち「五」・「伍」は7点に存在し、うち、2点は「四」と同時に用いられている。

「五」と「伍」は7点が報告されている。そのうち「伍」が5点、「五」が2点である。「五」の1点は表1No.17の「胡五」で、「姓」と「五」の組み合わせである。表1No.19の「朱伍」も「姓」との組み合わせである。表1No.10・No.13の「口伍」はいずれも墨書部分の図版が報告されていないので、「伍」の上にある文字は不明だが、一文字であるのでこれも「姓」の可能性が高い。「五」のもう1点は表1No.12の「朱氏四五記」である。「朱氏」は「姓」を明確化したもので、末尾の「記」は「記入」したことを強調する意味であり、印文の末尾に押印を示す「印」字が入っているものと同様の性格を持つと考えられる。従って、その中間の「四」は「朱氏」で示された個人をより特定するための情報となる。「名」の可能性が高い。表1No.14の「荘四伍」も「姓」の荘と「名」の四の組み合わせといえる。表1No.20の「朱*伍」は、上述したように「姓」の朱と「花押」に相当する文字である。「花押」も個人をより特定する情報である。

以上の内容を整理すると「伍」には「姓」+「伍」、「姓」+個人特定情報+「伍」の用法があり、「五」もそれに準じている。ここから、「五」は数字の「五」ではなく、「伍」の省略形として用いられていることを指摘することができる。中国には古代から五人組を基礎とした相互互助・相互管理の制度である「什伍」制が存在し、「伍」と記載される場合には五人組を指す場合が多い。「伍」・「五」の7点はいずれも「姓」や、「姓と個人特定情報」に組み合わせる形で用いられている。

下草埔遺址は製鉄遺跡であり、墨書陶磁器は製鉄の場で働く労働者の使用品であったことが想定される。製鉄の作業は個人ではなく集団で行うものであり、そこには労働者管理のために五人組が用いられていた可能性は高い。「伍」を「五人」のまとまりを示すものと考えれば、これは名前ではなく、製鉄の場における労働者の組織と見るべきではないだろうか。労働現場での管理のための五人組であれば、各組には代表者がいるはずである。下草埔遺址の墨書陶磁器は26点中25点が碗・盞か皿の食膳具となっている。作業中に使用する食膳具を五人組で管理していたと見れば、そこにかかれるのは五人組の代表者となる。「伍」・「五」の7点は、「伍」の代表者の「姓」を示し、その代表者の「伍」で使用するものと、「伍」の代表者の「姓」と「四」や「花押」といった、代表者の個人をより特定する情報を示して、その「伍」で使用するもの、を示すのではないだろうか。

8 南海Ⅰ号では「置字唐形」や「置字店形」とされている
ものであるが、いずれも花押と判断すべき文字である。（国

家文物局水下文化遺産保護中心等（2018）

下草埔遺址墨書陶磁器には「呉」（表1No.2・No.7・No.11・No.15・No.24）、「朱」（表1No.9・No.18・No.21・No.22・No.23）のように「姓」のみが書かれたものもある。墨書陶磁器の墨書に書写の規格は無く、必要な情報のみが簡潔に記入されるだけである。「伍」の代表者が「姓」と「伍」を記入する場合、「姓」に個人をさらに特定する情報が付して「伍」を記入する場合があるとすれば、この「呉」や「朱」は「伍」は記入せずに「姓」のみを記入し、「姓」を示すだけでその器の所有の範囲を示しているともいえるだろう。

このように「伍」を理解できるのであれば、下草埔遺址の墨書陶磁器は、製鉄という生産現場での労働者の基層構造を示す史料となる。そこで、次に製鉄の場に「伍」に関わる制度が存在するのかを確認してみたい。

3. 「伍」の制度

中国には秦漢時代以前より「什伍」の制度が存在する。これは連座を含む相互保証を行う組織であり、軍隊の隊伍にも用いられてきた。北宋神宗時期にはこれが「保甲制」という郷村の保安防衛組織に発展し、五家を「小保」、五小保を「大保」、十大保を「都保」とし、大保には大保長、都保には都保正と副保正が置かれていた。しかしこの制度はその後、大保長や保正に徴税を担わせるものへと変化し、南宋時期には「保伍」が郷村の自警組織として新たに組織されるようになる（周藤吉之（1969）、（1965）・與座良一（2016））。

「保伍」の具体例には乾道七（1171）年卒の薛季宣の墓誌「薛常州墓誌銘」（『呂東萊文集』第七卷所載）の記載がある。

五家為保，二保為甲，六甲為隊，因地形便，合為總，總首、副總首領焉。

（五家を「保」、二保を「甲」、六甲を「隊」とし、地形によって、合わせて「總」とし、「總首」、「副總首」をそのリーダーとする。）

このように、「保伍」のリーダーは「總首」であった。周藤吉之は、この事例などから、薛季宣の行った保伍法には保・甲・隊・總の系列があり、總首・隊長の下に保・甲があったこと、このような保伍法は南宋前期には各地で行われていて、同業の工匠や漁戸の間にも保伍が結ばれることがあったことを指摘し、さらに同業の工匠の事例としては、次の『夷堅志』「蕭県陶匠」（『夷堅志』三己卷四）を挙げている（周藤吉之（1965））。

鄒氏，世為兗人。至於師孟，徙居徐州蕭県之北白土鎮，為白器窯戸總首。凡三十余窯，陶匠數百。（鄒氏は、兗州（山西省南西部）の人であったが、（鄒）師孟の代に、徐州蕭県（安徽省北部）の北の白土鎮に遷り、白器の窯戸の總首となった。そこには三十余の窯があつて、陶匠が數百人いた。）

「總首」の下には「保伍」の組織が存在するので、この記載からは陶磁器生産の窯にも「保伍」の制度があり、リーダーとして「總首」がいたといえるのである。この「總首」が製鉄を行う鉄冶にもあったことを示す記載が『梘史』「汪革謡讖」（『梘史』卷六）にある。

後其家果得免，依孚而居。後一年，事益弛，乃如宿松，識故業，董四從。有總首詹怨之，捕送郡。
（汪革の一家は（罪を）免れ、（汪革の兄の）孚を頼り、そこに居た。一年後には事態が緩和されたので、宿松へ行き、もとの仕事（鉄冶）を行って、董四が従った。総首の詹がこれを憎んでいて、（董四を）捕らえて郡へ送った。

汪革が宿松で行っていた事業は鉄冶であるから、この「総首」は鉄冶にも保伍のあったことを示すものである。この「汪革謡讖」の記事は鉄生産の具体例として、これも周藤吉之が検討している（周藤吉之（1962）⁹）。その記事は淮南西路舒州宿松の汪革は淳熙八（1181）年に鉄冶の衆を率いて反乱を起こしたが、その乱は潰滅させられ、汪革は捕らえられて処刑された、というもので、『程史』の作者である南宋の岳珂が伝聞した話として掲載されている。古林森廣はこの記事のように鉄冶等坑冶戸が官憲との衝突しがちであった原因には、坑冶戸で採鉱・製錬の仕事に従事する労務者の性格にも関係があったと見ている（古林森廣（1987））。それによると、製鉄業の労務者の多くは一般の生業からあぶれた流亡者や貧民、犯罪者によって構成されていて、その具体例も上記の「汪革謡讖」によって示されている。

分命二子往起炭山及二冶之眾。炭山皆鄉農，不肯從，争迸逸。惟冶下多逋逃群盜，実從之。夜起兵，部分行伍，使其腹心龔四八、董三、董四、錢四二及二子分將之，有眾五百余。

（汪革の）二人の子が炭山と二つの鉄冶に行ったが、炭山は郷里の農民で従わずに逃げた。鉄冶は逃亡中の群盗が多く、汪革に従った。夜に出兵して部隊ごとに進軍した。その腹心の龔四八、董三・董四・錢四二と汪革の二人の子がこれを率いて、人数は500人余りであった。）

ここに見える「董四」が、この乱の後、再開した宿松の鉄冶で総首の詹に捕らえられた「董四」であり、反乱時には汪革の腹心として乱に参加していた。さらに「董四」の他に「龔四八」、「董三」・「錢四二」という名前もある。下草埔遺址の墨書陶磁器の「朱氏四五記」、「莊四伍」の「四」は、汪革の鉄冶の事例からも名前といえるだろう。また、ここでは軍隊の意味で「行伍」が用いられている。これは二十五人を「行」、五人一組の「伍」から軍隊の意味であり、「保伍」と直接関係するものではない。しかし鉄冶で軍隊を短期間に組織できたとすれば、そこにはもともと最下層の組織を「伍」とする人員管理制度が存在していたことが考えられる。

古林はこの他に坑冶戸の労務者の性格を示す史料として『資治通鑑長編』元豊元年十月己未条（卷二九三）の銀銅鉞山の事例を示している（古林森廣（1987））。それによると、荊州南路潭州永興場の銀銅鉞山の採鉱夫は、四方から集まった浮浪者であり、彼らを取り締まるためには什伍の制を施き、連座制を適用する必要があったという¹⁰。

この永興場の事例は北宋元豊年間の銀銅鉞山が対象であるが、「汪革謡讖」でも鉄冶で働く者には逃亡中の群盗の多かったことが記述されている。北宋から南宋にかけて、郷村での保安防衛組織は保甲制から保伍制へ変化し、南宋時期には同業の工匠の間にも保伍制が存在していた。一方で鉄冶等坑冶戸は、そこで労務するものの多くが浮浪の民や逃亡中の犯罪者であることから、取り締まりのために什伍の制による管理を必要としていた。鉄冶における保伍制と什伍制は、工匠間の保安防衛と管理者による取り締まりが表裏の関係にあったものと言えるのではないだろうか。

9 周藤吉之（1962）では「汪革謡讖」の記事が詳しく検討されているが、「総首」についての言及はない。

「詔。潭州瀏陽縣永興場。所集坑丁。皆四方浮浪之民。若不聯以什伍。重隱姦連座之科。」

10 『資治通鑑長編』卷二九三、元豊元（1078）年十月己未条。

「総首」の存在から、舒州宿松にあった鉄冶には保伍制が施かれていたことがわかる。鉄冶に逃亡中の群盗が多いということは、反乱軍の中核にいた「董四」が鉄冶再開後にまた働いていることから理解される。鉄冶には保伍制が施かれていたが、そこに働く労働者を取り締まるものでもあった。その保伍を率いる立場にあったのが「総首」である。「董四」が「総首の詹」によって捕らえられていることは、南宋時期においても鉄冶のような坑冶戸での保伍制は、保安防衛だけでなく取り締まりのための什伍制も兼ねていたことを示すものである。

このように南宋時期の鉄冶には、労働者の取り締まりを兼ねた保伍制が存在していた。郷村の保伍制ではその最下層の単位は五家からなる「保」である。同業の工匠間には「総首」があり、ここから保伍制が存在していたことが確認できる。また鉄冶等の坑冶戸で働く労働者には浮浪者や逃亡犯が多く、什伍制による管理が不可欠であった。そのため、鉄冶での保伍制は取り締まりのための什伍制を兼ねていたが、その基層となる単位については文献上には記されていない。

下草埔遺址は南宋から元の時期の製鉄遺跡であり、墨書陶磁器には「伍」字が記されている。出土が報告されている墨書陶磁器の総数は26点と少ないが、そのうち「伍」または「五」が書かれた墨書陶磁器は7点ある。「伍」は保伍・什伍の「伍」であり、鉄冶における保伍・什伍の存在は文献上にも示されている。従って、この「伍」及び「五」は陶磁器所有者の名前ではなく、鉄冶における保伍制の最も基層となる単位である「伍」と理解すべきである。ここから下草埔遺址の墨書陶磁器は、鉄冶における労働者の組織の基層構造を示す史料になるともいえるのである。

墨書陶磁器は中国宋元時期の様々な遺跡から出土しているが、これまで「伍」や「五」という文字には注目されたことはなかった。これは墨書陶磁器の報告が都市や寺廟であり、保伍や什伍に関連づけて考えられることが無かったためである。しかし「五」の事例は他にも存在している。

上海の志丹苑遺跡からは、元代の水閘遺跡が発見されている（宋建・上海博物館（2018））。これは河川の水量を水門によって調整し、船舶を通行させるもので、元代（13-14世紀）に建設・使用された遺跡である。この水門遺跡では、水門周辺だけでなく、水門の外側にある版築土からも唐代から元代の陶磁器片等が出土し、その中に墨書が記されているものがある。報告書によると、この水門は元代に建設されるが、水路へ土砂が堆積し、さらに洪水等何らかの突発的な事故によって元代の間に放棄されたものと考えられている。水門が建設される以前からの遺物として唐代・宋代のものがあり、宋代の陶磁器に墨書陶磁器の存在が確認できる。そのうち遺物番号2012SPZ:61には「五」字（図11）があり、さらに遺物番号2012SPZ:79には「保」字（図12）が確認できる。この2点の遺物はどちらも福建省の窯で生産された青磁ということは示されているが、それ以外の具体的な情報は不明である。

志丹苑の水門遺跡の建築部材にはパスバ文字が記されていることから、建築開始時期も元代である。墨書陶磁器を含む陶磁器が出土したのは水門の南北外側にある地層である。元代の陶磁器は水門の建設中に廃棄されたものと考え得るが、元代の陶磁器には墨書は見られない。宋代のものは、建設以前の遺物とされているが、建設中まで使用されていた可能性もある。また墨書陶磁器「五」は碗底部の残片であり、残片の「五」字の位置は、この「五」が最上部にくる文字として書かれていたことを示し、下草埔遺址の「伍」・「五」字が「姓」などの要素を持つ文字の下にあるのとは異なっている。だが下草埔遺址の「伍」・「五」が保伍制、什伍制の伍であるとすると、志丹苑遺跡の「五」、「保」も保伍制度の史料としての可能性を持つものといえるだろう。

おわりに

安溪青陽下草埔冶鉄遺址は世界遺産「泉州：宋・元時代の中国における世界のエンポリウム」の構成遺産である製鉄遺跡であり、宋元時代の泉州港から輸出された鉄器の生産地の一つとして「エンポリウム」泉州を支える鉄冶であった。その発掘調査では墨書陶磁器26点が報告され、数は多くはないが、宋元時代の製鉄遺跡にも墨書陶磁器が存在したことを実証する貴重な存在である。墨書の対象となった陶磁器は地元の安溪窯で生産された遺跡内でもごく一般的なものであり、冶鉄作業地区から出土していることから鉄冶で働く労働者が使用した器と考えられる。

報告書に掲載された図版に限りがあり、全ての墨書内容を検討することは難しいが、26点の墨書陶磁器のうち、墨書内容に「姓」の要素をもつものが19点ある。これについて多いのが「伍」・「五」の7点となる。この「伍」・「五」はいずれも「伍」と見ることができる。南宋時代の保伍制は工匠間にも存在し、特に鉄冶等の坑冶戸では什伍制による管理とも関係していたと考えられる。鉄冶で働く労働者の最も基層となる組織が「伍」である。「姓」が墨書された19点のうち、「姓+伍（五）」と考えられるものが4点、また「姓+花押+伍」、「姓名+伍」、「姓名+伍（五）記」という形のものがそれぞれ1点と、「伍（五）」字はすべて「姓」と関わる形で書かれている。これは「伍」の代表者を示し、「伍」で管理される物品であったと考えられるのではないだろうか。鉄冶に集まる労働者の多くは浮浪者や逃亡中の群盗だったのであれば、作業区に敢えて個人の物品を放置するとは考えにくく、むしろ冶鉄作業区での共有物に管理が必要とされたとするほうが自然であろう。また作業区で所属の「伍」の共有物が認識することが墨書の目的であれば、書き方は一様である必要はない。そもそも労働者の多くが浮浪者や群盗であれば、文字の使用も限られたものと思われ、そこから墨書陶磁器の数が極めて少ないことも理解できる。

宋元時代には中国各地に墨書陶磁器が出土し、ここから「所有者や使用者を示すための墨書」の習慣の存在を見ることができる。しかし陶磁器の全体量の中から見れば、墨書された数は少ないことから、墨書の習慣はあっても、書写することは「どちらでもよい」というものであったともいえる。そのような中で下草埔遺址という製鉄遺跡から墨書陶磁器が出土したことは鉄冶における文字資料として貴重なものであると同時に、特に「伍」字の墨書からは宋元時代の保伍制が冶鉄業に実在していたことを示す史料としても存在意義を持つものといえるのである。

参考・引用文献

- 廈門大学歴史系等（2018）廈門大学歴史系・福建博物院・安溪県博物館「2018年安溪珠塔内窯調査報告」『福建文博』2018年第3期。
- 廈門大学歴史系等（2020）廈門大学歴史系・福建博物院・安溪県博物館「福建省安溪県下尾林窯址発掘報告」『故宫博物院刊』2020年第7期。
- 石黒ひさ子（2017）「墨書陶器上の花押和宋元花押印」『第五屆「孤山証印」西泠印社國際印学峰会論文集』西泠印社出版社、2017年。
- 石黒ひさ子（2021）「南海Ⅰ号墨書陶磁器の「姓」と「花押」をめぐる問題」『東アジアにおける南島研究——南島史学会創立50周年記念論集』春風社、2021年。
- 石黒ひさ子（2022）「泉州南外宗正司遺跡出土墨書陶磁器について」『南島史学』第90号2022年。
- 石黒ひさ子（2023）「中国の墨書陶器・墨書陶磁器」吉村武彦・加藤友康・川尻秋生・中村友一編『墨書土器と文字瓦』八木書店、2023年。

- 内蒙古自治区文物考古研究所等（2010）内蒙古自治区文物考古研究所、包頭市文物管理处編、塔拉、張海斌、張紅星主編『包頭燕家梁遺址發掘報告』科学出版社、2010年。
- 黄建秋（2007）「福岡市博多遺址群出土宋代陶瓷墨書研究」『学海』2007年第4期。
- 王聖華・譚劍從（2019）「ICOMOS 評估報告解析 2018 泉州申遺」『中国文化遺產』2019年第5期。
- 大庭康時（2003）「博多遺跡群出土墨書資料集成 2」『博多研究会志』第11号、2003年。
- 国家文物局水下文化遺產保護中心等（2018）国家文物局水下文化遺產保護中心、広東省文物考古研究所、中国文化遺產研究院、広東省博物館、広東海上絲綢之路博物館編『南海 I 号沈船考古報告之二—2014～2015年發掘』、文物出版社、2018年。
- 佐久間重雄（1971）「明代後半の製鉄業」『青山史学』第二号、1971年。
- 周藤吉之（1962）『宋代經濟史研究』第四章「南宋の農鍛冶と農具の販売」東京大学出版会、1962年。
- 周藤吉之（1965）『唐宋社会經濟史研究』13「南宋の保伍法」東京大学出版会、1965年。
- 周藤吉之（1969）『宋代史研究』1-1「免役法並に保甲法」東洋文庫、1969年。
- 青島市文物保護考古研究所（2014）『胶州板橋鎮遺址考古文物図集』科学出版社、2014年。
- 宋建・上海博物館（2018）『志丹苑：上海元代水閘遺址考古報告』科学出版社、2018年。
- 中国社会科学院考古研究所等（2010）中国社会科学院考古研究所、南京博物院、揚州市文物考古研究所編『揚州城 1987-1998年考古發掘報告』文物出版社、2010年。
- 中国社会科学院考古研究所（2014）『隋唐洛陽城 一九五九年—二〇〇一年考古發掘報告』文物出版社、2014年。
- 中国社会科学院考古研究所等（2020a）中国社会科学院考古研究所・福建博物院・泉州海上絲綢之路申遺中心編『泉州南外宗正司遺址 2019年度考古發掘報告』、科学出版社 2020年。
- 中国社会科学院考古研究所（2020b）中国社会科学院考古研究所・福建博物院泉州城考古工作隊・泉州市文化広電和旅游局編『福建泉州市南外宗正司遺址 2020年發掘簡報』『考古』2022年第4期
- 中国社会科学院考古研究所等（2021）中国社会科学院考古研究所・福建博物院泉州城考古工作隊・泉州市文化広電和旅游局編『福建泉州市市舶司遺址 2019-2020年發掘簡報』『考古』2021年第11期、
- 張勇（1998）「福州地区發現的宋元墨書」『福建文博』1998年第1期。
- 陳永志（2004）『内蒙古集寧路古城遺址出土瓷器』文物出版社、2004年。
- 陳慧・李静（2012）「涉泉媧皇宮藏宋代覺慈寺救牒碑小議」『文物春秋』2012年第5期。
- 博多研究会（1996）『博多遺址群出土墨書資料集成』博多研究会、1996年。
- 羽柴直人（2000）「平泉遺跡群の墨書のある中国産陶磁器について」『（財）岩手県文化振興事業団埋藏文化財センター紀要』19、2000年。
- 福建博物院考古研究所（2005）『福清少林寺』海潮攝影芸術出版社、2005年。
- 古林森廣（1987）『宋代産業經濟史研究』第二編第三章「製鉄業と鉄加工業」国書刊行会、1987年。
- 北京大学考古文博学院等（2021）北京大学考古文博学院・泉州文化広電和旅游局・安溪県人民政府・北京大学考古文博学院（安溪）研究中心『安溪下草埔遺址 2019～2020年度考古發掘報告』文物出版社 2021年。
- 孟原召（2018）「華光礁一号沈船与宋代南海貿易」博物院』2018年第2期
- 與座良一（2016）「宋代の保甲法と都保制に関する一試論」『佛教大学歴史学部論集』第6号、2016年。
- 梁如龍（2016）「福州市地鉄屏山遺址河溝出土瓷器墨書分析」『福建文博』2016年第4期。

表1 下草埔遺址出土墨書陶磁器

No.	資料番号	種別	器種	墨書位置	墨書內容 *：花押	窯
1	T0609TD11②:1	青白磁	碗	底部外面	□*	安溪窯
2	T0709TD14①:1	青白磁	碗(盞)	底部外面	吳	安溪窯
3	T0714TD8H4:1	青白磁	皿	底部外面	□齊	安溪窯
4	T0715TD9②:1	青白磁	盞	底部外面	□□	安溪窯
5	T0717TD9①:1	脫釉磁器	碗	底部外面	吳□	安溪窯
6	T0717TD9④:1	青磁	碗	底部外面	十	安溪窯
7	T0813TD8⑤:4	青磁	碗	底部外面	吳	安溪窯
8	T0813TD8⑤:5	白磁	碗	底部外面	莊□	安溪窯
9	T0815TD9①:1	青白磁	磁器片	磁器片	朱	安溪窯
10	T0816TD10F3:3	青白磁	碟	底部外面	□伍	安溪窯
11	T0816TD10④:2	青白磁	碗	底部外面 外壁	吳	安溪窯
12	T0916TD10④:2	青白磁	皿	底部外面	朱氏四五記	安溪窯
13	T0916TD10④:12	青白磁	皿	底部外面	□伍	安溪窯
14	T0916TD10⑥:1	青白磁	碗(盞)	底部外面	莊四伍	安溪窯
15	T0916TD10⑥:2	白磁	碗	底部外面	吳	安溪窯
16	T1111TD1③:1	青白磁	碗	外壁	□币□□	安溪窯
17	T1111TD1⑧:1	青白磁	碗	底部外面	胡五	安溪窯
18	T1112TD2⑤:3	青磁	盞	底部外面	朱	安溪窯
19	T1112TD2⑤:4	青白磁	碗	外壁	朱伍	安溪窯
20	T1112TD2⑤:8	青磁	碗	底部外面	朱*伍	安溪窯
21	T1112TD2⑤:9	青白磁	盞	底部外面	朱	安溪窯
22	T1112TD2⑤:11	青磁	碗(盞)	底部外面	朱	安溪窯
23	T1112TD2⑥:4	青白磁	盞	底部外面	朱	安溪窯
24	T1112TD2⑥:10	青白磁	盞	底部外面	吳	安溪窯
25	T1214TD5③:1	青磁	碗	底部外面	莊*	安溪窯
26	T1214TD5⑩:2	青白磁	碗	外壁	郭□	安溪窯

图 1 関連地域地図

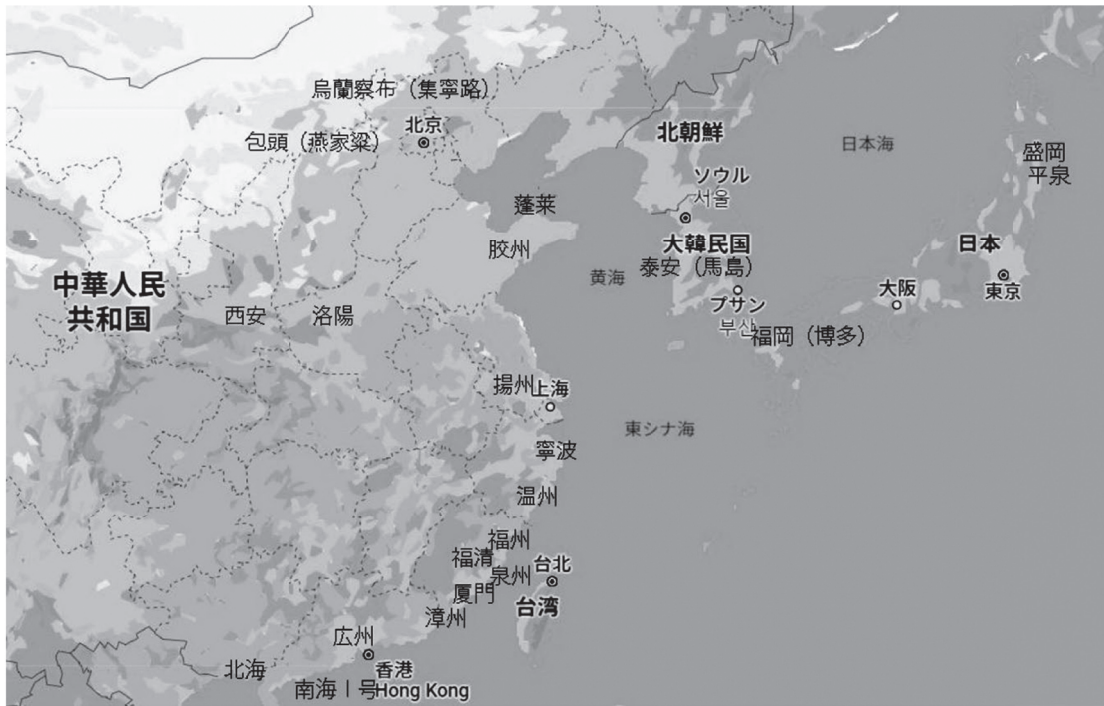


图 2 安溪下草埔冶鉄遺址位置図



图 3 膠州板橋鎮遺跡出土書陶磁器「口定五年一月廿七置」



图 4 河北涉県媯皇宮停驂宮「宋代覺慈寺救牒碑」



图5 下草埔遗址 T0609TD11 ②:1 (表1 No.1 「口*」)



图6 下草埔遗址 T1214TD5 ③:1 (表1 No.25 「莊*」)

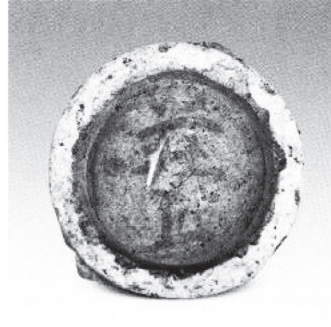


图7 南海I号花押 (「置字唐形」)

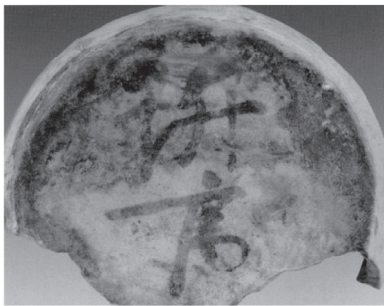


图8 南海I号花押 (「置字唐形」)

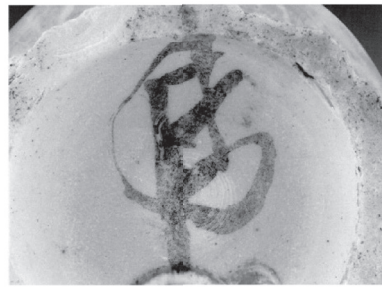


图9 下草埔遗址 T1112TD2 ⑤:8 (表1 No.20 「朱*伍」)

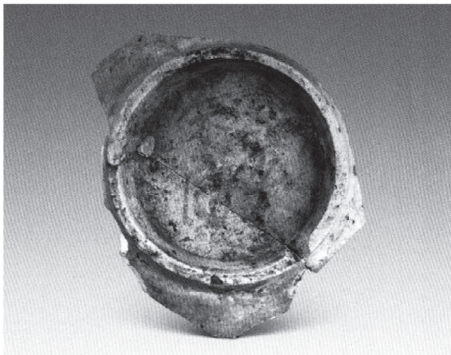


图11 下草埔遗址 (表1 No.14 「莊四伍」)



图12 上海志丹苑遗址 2012SPZ:61 「五」



图13 上海志丹苑遗址 2012SPZ:79 「保」



図版出典

- 図 1 関連地域地図 Google earth を利用して作成
- 図 2 安溪下草埔冶鉄遺址位置図 Google map を利用して作成
- 図 3 胶州板橋鎮遺跡出土書陶磁器「□定五年一月廿七置」青島市文物保護考古研究所（2014）第 139 頁
- 図 4 河北涉県媯皇宮停驂宮「宋代覺慈寺敕牒碑」陳慧・李静（2012）図 1
- 図 5 下草埔遺址 T0609TD11 ②:1（表 1 No.1「□*」）北京大学考古文博学院等（2021）第 225 頁図版 4.137。
- 図 6 下草埔遺址 T1214TD5 ③:1（表 1 No.25「荘*」）
北京大学考古文博学院等（2021）第 439 頁図附 8-20-1。
- 図 7 南海 I 号花押（「置字唐形」）国家文物局水下文化遺産保護中心等（2018）第 365 頁図 402。
- 図 8 南海 I 号花押（「置字店形」）国家文物局水下文化遺産保護中心等（2018）第 369 頁図 425。
- 図 9 下草埔遺址 T1112TD2 ⑤:8（表 1 No.20「朱*伍」）北京大学考古文博学院等（2021）第 207 頁図版 4.42。
- 図 10 下草埔遺址 T0916TD10 ⑥:1（表 1 No.14「荘四伍」）
北京大学考古文博学院等（2021）第 439 頁図附 8-20-2。
- 図 11 上海志丹苑遺址 2012SPZ:61「五」宋建・上海博物館（2018）第 162 頁図 242。
- 図 12 上海志丹苑遺址 2012SPZ:79「保」宋建・上海博物館（2018）第 165 頁図 252
- 表 1 下草埔遺址出土墨書陶磁器 北京大学考古文博学院等（2021）第 440 頁表附 8-1 をもとに作成。

* 本研究は JSPS 科研費 20K00924 の助成を受けたものです。